

「表示ルール・表示項目」の一部統一に関するお知らせ

「ポータルサイト広告適正化部会」の構成会社(アットホーム株式会社、株式会社 CHINTAI、株式会社マイナビ、株式会社 LIFULL、株式会社リクルート住まいカンパニー)では、構成会社が運営する不動産ポータルサイトの「表示ルール・表示項目」について、各社間で差が生じていることにより消費者の誤認、並びに不動産事業者の入稿ミス等を招く恐れのある「表示ルール・表示項目」について、協議の上、一部を統一することにいたしました。

《統一時期》

2019年6月1日以降順次

《統一される「表示ルール・表示項目」の内容》

【1】 物件情報の掲載時に「記載すべき費用」の対象範囲について

『不動産の表示に関する公正競争規約』の「当初の契約時からその期間満了時まで必要とする費用があるときは、その費目及びその額をすべて記載すること」という規定に従い、【当初の契約時からその期間満了時まで必要となる費用】については、すべて登録・表示が必須という認識で統一いたしました。(例：鍵交換費用、清掃費用等)

【2】 「家賃保証会社」等の『利用料』の登録について

『不動産の表示に関する公正競争規約』に従い、「家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額」の登録・表示が必須となっております。

「保証会社の利用が任意(利用可)」の場合も、「利用料(その額)」の登録・表示が必須となります。

また、保証会社の利用が必須の場合は「保証会社利用可」の表示は不可、「保証会社加入要」の登録・表示となりますのでご注意ください。

【3】 「バス(風呂)・トイレ別」の定義について

『バス(風呂)』については、浴室内に「浴槽」と「浴槽とは別の洗い場があるもの」と定義します。また、この定義に従い、「3点ユニット」「3点ユニットを別の素材(仕切り板)等で仕切っただけのバスルーム・トイレ」「シャワールーム(浴槽付きも含まれます)」等は、『バス・トイレ別』の定義の対象外となります。

尚、「ポータルサイト広告適正化部会」では、今後も消費者や不動産業界の動向に合わせて、インターネット広告の表示の適正化を図るために必要な施策を協議・検討して参ります。